

令和 7・8 年度適用秋田県建設工事入札参加資格審査
(定期年審査・県外建設業者)

申 請 の 手 引

秋田県の発注する建設工事の競争入札に参加しようとする者は、秋田県が定める入札参加資格を取得しなければなりません。

建設業法第 3 条に定める主たる営業所を秋田県外に有する者で、秋田県の建設工事の競争入札に参加を希望する者（以下「県外建設業者」という。）は、次の要領により申請書を提出してください。

1 申請工種

県外建設業者を対象として資格審査を行う工種は、次表第 1 欄に掲げる 15 工種です。

申請を行う場合は、第 2 欄に掲げる建設業許可を有し、かつ当該工種の経営事項審査（審査基準日が令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までのもの）の総合評定値の通知を受けていなければなりません。

	第 1 欄（工種）	第 2 欄（許可業種）		第 1 欄（工種）	第 2 欄（許可業種）
1	一般土木工事	土木工事業	9	路面標示工事	塗装工事業
2	法面工事	とび・土工工事業（注1）	10	機械器具設置工事	機械器具設置工事業
3	建築一式工事	建築工事業	11	電気通信工事	電気通信工事業
4	電気工事	電気工事業	12	造園工事	造園工事業
5	給排水暖冷房衛生設備工事	管工事業	13	さく井工事	さく井工事業
6	鋼構造物工事	鋼構造物工事業	14	水道施設工事	水道施設工事業
7	舗装工事	舗装工事業	15	解体工事	土木工事業又は 建築工事業
8	一般塗装工事	塗装工事業			

（注1）法面工事に係る資格審査は、とび・土工工事業のうち「法面処理工事」に係る経営事項審査の総合評定値を評価します。

2 審査の基準

（1）解体工事を除く工種の審査基準

① 申請工種の施工実績（完成工事高）

経営事項審査において、申請工種に対応する許可業種の年間平均完成工事高が 3,000 万円に満たない場合は、申請できませんので御注意ください。

なお、法面工事に係る完成工事高は、とび・土工工事業のうち「法面処理工事」の完成工事高となります。

② 社会保険等の加入状況

社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入義務がある事業所で、社会保険等に未加入である場合は申請できません。

（２）解体工事の入札参加資格審査基準

解体工事の入札参加資格審査を申請した者のうち、一般土木工事又は建築一式工事の入札参加資格を取得した者に対し、解体工事の入札参加資格を認めます。

解体工事の入札参加資格審査を申請する場合は、必ず一般土木工事又は建築一式工事の入札参加資格を申請してください。

3 契約締結権限等の委任

代表者が、支店長や営業所長等に契約締結権限等の委任を行う場合は、委任先となる支店・営業所等が、申請する全ての工種に対応する建設業許可を有している必要がありますので、御注意ください。

4 提出書類

- （１）秋田県建設工事入札参加資格審査申請書（県外建設業者用） ※代表者印不要
- （２）経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（審査基準日が令和５年１０月１日から令和６年９月３０日までの通知書）
- （３）建設業法施行規則第２条第１項に定める建設業許可申請書（様式第１号）の別紙二（１）又は別紙二（２）営業所一覧表の写し（営業所の名称、営業所が営業しようとする建設業及び営業所所在地が記載されたもの）
- （４）契約締結権限等の委任を行う場合は、委任状（様式は任意）

5 申請方法

「Grafferスマート申請」を利用した電子申請により受け付けます。

6 受付期間

令和７年１月１５日（水）９時から同年２月１４日（金）１７時まで

7 資格審査の結果通知

入札参加資格については、秋田県が定める審査基準に従い決定されますが、この結果については、令和７年４月下旬以降に申請者へ通知します。

8 資格者名簿の有効期間

審査の結果、入札参加資格があると認められる者については、入札参加資格者名簿に登載します。

この名簿の有効期間は、令和7年5月1日から令和9年4月30日までです。

9 変更届等の提出

入札参加資格者名簿登載後、次の事項等に該当した場合は、事実を証明する書類（登記事項証明書の写真、委任状等）を添付し、秋田県建設工事入札参加資格審査申請書変更届（様式は県ホームページを参照願います。）を速やかに提出してください。

（１）申請者又は入札参加資格があると認められた者が次に該当した場合

- ア 死亡したとき（個人である場合）
- イ 法人が合併、破産又はその他の事由により消滅又は解散したとき
- ウ 廃業したとき

（２）申請者又は入札参加資格があると認められた者が次の事項を変更した場合

- ア 商号又は名称
- イ 所在地又は電話番号
- ウ 法人である場合、代表者の職氏名
- エ 個人である場合、その者の氏名
- オ 受任先の所在地、電話番号、受任者の職氏名

10 電子入札の利用者登録

入札参加資格を得た場合は、秋田県電子入札システム（<http://cals05.pref.akita.lg.jp>）に掲載している電子入札運用基準と操作マニュアルに基づき、速やかに電子入札システムの利用者登録を行ってください。

なお、秋田県の建設工事では、県外建設業者で受任者を設定している場合は、受任者での登録が必要になります。代表者で登録しても入札に参加できませんので御注意ください。

11 その他

申請工種の許可要件及び申請工種の年間平均完成工事高を満たしている場合でも、経営事項審査の総合評定値が秋田県で定める基準点に達していない場合は、入札参加資格を得られませんので御注意ください。

また、紙の受理票は発行しません。申請状況は受付のメールによりご確認ください。

問い合わせ先

〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県建設部建設政策課 建設業チーム
TEL 018-860-2425